

平成17年産都道府県別米の生産目標数量の配分に当たっては、このような○
○独自の売れる米づくりに向けた取組について、その実績を十分評価することが
需要に応じた米づくりの推進に不可欠であるとする。

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
 - (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)
 - (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

(1)

① 15年産米の需要実績(政府古米の扱いは②のとおり)をベースに17年産の府県別生産目標数量を算出すべきと考える。府県別の豊作、不作及び生産調整の達成・未達成による補正を行わず、数年に一度の不作の影響を排除して考えることが必要。

② 古米の需要実績をストレートに反映させるのは疑問。

15年産米の不作によりその不足分を補填するために販売量が増加した。

また、各県産銘柄とも、価格が高騰したためブレンド精米で価格を抑制する対応をした。その結果、価格的に安い9年産米等の政府古米が売れたが、総需要量として、政府米の販売量は意味があるものの県産別の需要量を示すものではない。

(2) 基本指針で示された需要実績の算出方法により、6月末在庫に基づき算定される直近2年程度の需要実績(政府古米の扱いは②のとおり)により、需要予測を算定すべきと考える。

また16年産の県別生産目標数量算定に際して行われた府県別の作柄及び生産調整達成状況による需要実績の補正を行う必要はない。これらの要素は、6月末在庫変動にすでに反映されている。

2(1)客観的な需要予測を、生産者や消費者が十分理解できること(判り易さ)が重要。それには、消費者サイドからの視点として、どのように流通・消費されているかを把握し生産に反映することが必要。また、生産者サイドには、水田構造改革の取組状況や出荷販売計画等も積極的に情報提供を促進する必要があると考える。

(2)〇〇においては、地産地消、売れる米作りを取組んでおり、消費者ニーズが高まっているため、府下産米の供給が不足している。生産目標の設定についてこの点を反映されたい。

(3)過去の生産調整の達成・未達成は、算定要素から除くべきである。

(4)客観的な需要見通しの要因には、市場にのみに委ねられない要因(作柄、備蓄、輸出入等)存在する以上、生産目標数量の県別提示について、国の関与が必要ではないか。また、需給調整を推進する上で府県別生産目標数量の設定は必要である。19年又は、20年度以降の農業者・農業団体が主体となる需給調整システムの具体的な内容を早急に示されたい。

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定にあたって、
- 1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか
- (1) 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか
- 15年産は全国的に不作(作況90, 本県96)の中での需給であり、地域別(各県別)の作況に格差がある中で、生産量をそのまま需要として見られるかどうか大変難しい問題である。
- (2) 政府備蓄米販売量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか
- ① 全国的な不作の中での政府米の需要増となっていること
- ② 産地別、品種別というよりも不作に伴う価格高騰の中での安い政府米の供給であること(一部の8, 9年産米を除く)
- などから、政府備蓄米の販売量を各県別の需要実績として見るのは不適當である。(理由)
- ・平成15年産は8月の不作情報を端緒に異常な販売環境の中で、主食用に供することの出来る政府米在庫がほぼ一掃されたものと考えている。
 - ・このような環境の中での古米需要については、産地、年産を勘案することなく、品種中心に需要が集中したと考えている。
 - ・従って、古米の販売については需要量の算定に含むべきではない。
- 2) 1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
- ①平成15年度の供給、需要量については、通常年と異なり、特異な需要の中で、産地の努力ではいかんともしがたい販売状況であったことを充分考慮すべきである。
- ②このため1) のとおり、米は全国需給で動いてるところがあり、不作状況の中で、どうしてもということであれば、需要予測の根拠から平成15年産を除外し、単純に在庫量の増減で見ると考える。
- 2 需要に応じた生産を促進するにあたって留意すべきと考えられる事項等について
- ①需要に応じた米の生産をすすめる中で、種子の更新が必須となりつつあるが、種子は配付の2年前の予約に基づき採種が行われる。
- ②また、年度によって生産量が大きく増減することでは安定した生産が行われない。
- ③従って、生産目標数量の増減にあっては、一定の激変緩和は不可欠である。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

16年産米の都道府県別生産目標数量の設定に当たっては、需要実績に基づく需要見込みのほか、特例的に生産調整の配分実績や転作率の平準化、冷害等により著しい被害を受けた県への配慮も勘案されたが、食料・農業・農村政策審議会は基本指針において、「17年産米からは客観的な需要予測を基礎に需要に応じた生産を促進する手法で算定する」こととしている。

したがって、今後の需要予測の基礎となる15年度産米の需要実績については、客観性や透明性の確保を基本とすべきである。

① 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

都道府県の需要実績データの算定手法については、全国ベースの需要実績の算出方法と同様の手法を取る現在の算出方法が、最も客観的かつ適正に需要状況を反映していると考ええる。

作柄の要素を需要実績に加味することは、作柄が「平年並み」という仮定に基づく補正要素を加味することとなり、需要実績の客観性が確保できないのではないかと考える。

したがって、地域による作柄の格差を算定要素として加えることは適当でないと考ええる。

② 政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

政府備蓄米販売数量の増加は、15年産米の不作の影響による民間流通米の減少によるものである。

仮に、政府米の販売が増加しなかったら、売り惜しみや価格の高騰など、消費者の間に大きな混乱が広がったものと考ええる。

このような観点から、政府米の販売数量の増加は、自主流通米の高騰に伴い、値ごろ感を求める消費者ニーズに対応したものであり、その結果として古米の比率が高くなったことは、やむを得ないのではないかと考える。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

全国ベースの需要予測については、本年7月に公表された基本指針において、需要実績を基礎にしながら、昨年「2年移動平均減少量」による算出から、対象期間を食糧法改正後の平成8年以降に縮めた上で、「トレンド(回帰式)」により算出する方法に変更されている。

このことは、この算出方法が最も最近の米の消費量の実態に沿うものと判断された結果である。

都道府県の平成17年産米の需要予測を行う場合においても、全国ベースの需要予測の手法と一致させることが、最も客観性や透明性の確保ができると考える。

したがって、都道府県の需要予測については「トレンド」を採用すべきである。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

(1) 各都道府県ごとの米の消費水準

米の消費水準については、都道府県間の格差が大きいことから、消費水準を考慮しない生産数量の配分を行えば、都道府県の需要に見合った生産が行われないことになり、需給調整の実効性の確保が懸念される。

特に、消費水準が全国平均を上回りながら、消費量が生産量より多い県については、地産地消の観点からも消費水準に見合う生産数量の配分を考慮すべきである。

※〇〇〇の米の消費水準 12~14年度平均 109 (全国=100)

※〇〇〇の平成14年度米の生産量と消費量の差 10,290トン

(2) 生産調整の達成状況

過去の需要量については、生産調整が未達成であった地域における過剰生産が在庫への影響があったと考えられる。

また、需要に応じた米づくりのためには、今後とも生産調整の実効性を確保することが不可欠であり、このようなことから、これまでの生産調整の達成状況を考慮すべきである。

※〇〇〇は生産調整開始以来、毎年、目標を達成してきている。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

本県の生産量は、(ア)干ばつ等による作付面積の変動、(イ)台風等の影響による収量の変動等により、大幅に増減する結果となっている。本県の平成15年産の作況指数は105であったが、干ばつによる水不足により作付面積が減少し、生産量は対前年比101となっている。また、本県の生産量は、県内流通量の3～5%ときわめて低いため、生産量の多い年においても集荷即県内販売されており、在庫が残ることはないのが実態である。

②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

本県においては、生産量の多い年においても集荷即県内販売されており、県内需要を満たすことができず、在庫が残ることはないのが実態である。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の需要実績の考え方によると、本県においては在庫がないため、需要量＝生産量となるが、本県における生産量は流通量の3～5%ときわめて低く、県内の需要を満たすことができない現状にある。したがって、需要見通しとしては、生産可能な最大値とするのが適当であるとする。

なお、本県においては、近年、干ばつ等の気象条件により生産量が低く抑えられている結果となっていることから、需要量の算定にあたっては作況を補正していただく必要がある。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

本県の水稲の主な産地は、〇〇村、〇〇村、〇〇市、〇〇町(〇〇島)、〇〇町などの離島を中心とする特定の数市町村であり、台風・干ばつなどの厳しい自然条件に加え、輸送等の流通条件が極めて不利であることから他作物へ

の転換が極めて困難である。このため、さとうきび及び水稻に特化せざるを得ない状況にある。現在、米の生産量は県内消費量約7万トンの3～5%程度であるが、良食味米のひとめぼれを中心に作付がされ、全量主食用として集荷即県内販売されている。

本県としては、米政策改革大綱を踏まえ、需要に応じた米づくりに努めながら、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、栽培管理を適切に実施するとともに、産地づくり対策等により水田農業経営の安定を図ることとしている。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方について

(〇〇〇)

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)
 - (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

○ (1) について

- ・ ①に関しては、本県は消費県であり、本県産米については10月末で見ると、例年、民間在庫は実質無い。(消費県においては、特に不作時等には、供給不安定な他県産米を早めに手当てし、自県産米を後回しにする動きが強くなるため、6月在庫が大きくなっているが、最終的には契約に基づき全量販売してしまっている)
従って、需要実績の算出方法からすると、作況が悪い場合は、生産数量の減少がストレートに需要実績の減少となるので、作柄は平年作に置き換えて需要実績を算出して欲しい。
- ・ ②に関しては、政府備蓄米の販売数量の全体需要量に占める割合が、各県で大きな差があり、今まで売れず多く在庫を抱えていた県が全体需要量を伸ばした数字になっている。(政府備蓄米の在庫量が少なかった県に不利に働いている)

○ (2) について

- ・ ①に関しては、6月末在庫は、結びつきがあるものと結びつきがないものが同一の在庫として扱われている。本県の6月末在庫は、販売契約済みであるが周年販売するための在庫であるので、売渡先が決まっていない在庫とは区分して考えるべき
- ・ ②に関しては、不作時の政府備蓄米の需要量は本来の需要ではないので、17年産米生産目標数量の設定要因として取扱うのは相応しくないと考える。

- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

○ 消費県においては消費水準に生産量が達していないことから他県産米が必然的に入り込んでくる。

これは、過去の生産調整の積み重ねが大きく影響していると考えられ、県内の生産量を増やせばその分県産米の県内での需要増が見込まれ、需要に応じた生産が促進される。このことから、消費県に対する生産目標数量

配分に当たっては、消費水準と生産量の乖離を縮めるため、上乗せ分の枠を別途設定し、過去における生産調整の超過達成率等のデータにより按分するなどし、通常の実産数量配分に上乗せする等の考慮が必要と考える。

- 本県産米は、学校給食や直売所での取扱等の地産地消を含め県内流通が9割を占めており、県域での地産地消にも取り組んでいる。
需要に応じた生産や生産目標数量配分に当たっては、国を挙げて取り組んでいる地産地消運動についても考慮に入れるべき。

平成 17 年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について (案)

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成 15 年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

地域別の作柄が大きく異なることにより、少なからず、各都道府県産米の需要に影響を与えていると考えられる。

②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

政府米の販売数量の増加については、米穀卸業者が米価が高騰する中、価格を抑えるために、積極的に活用した結果であると理解している。比較的人気の高い売りやすい銘柄の販売数量が大きい傾向が認められ、ある程度、実際の需要を反映したものになっているものと考えている。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか。

現在の速報値の算定方法で、概ね妥当と思われるが、地域別の作柄が大きく異なることによる需要量への影響については、何らかの調整が必要と考える。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

品質向上に向けた取組みや、新制度のもとで適正な需給調整の取組みを行っている産地への配慮が必要であると思われる。

1 各都道府県産米の需要見通しの算出に当たって

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

・豊作・不作により需要とは関係なく販売数量が決まってしまう場合があるため、販売在庫数量を根拠に需要実績を推計している現在の方法では、昨年と同様に作況による需要実績の補正を行う必要がある。

②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

・古米は平成9年産以降のものであり、特に9年・10年産米等は通常では主食用の需要は見込めない。こうした古米が販売されたことにより平成15年産米の販売が抑制され、結果として通常とは異なる需要実態となったのではないか。

・ただし、都道府県別の需要見通しは、全国の数量に各県ごとの需要実績に基づくウェイトをかけて算出されるものであり、需要見通しに対する影響は少ないと考える。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのように算定すべきか

・需要予測の方法については、年ごとに変更すべきではなく、基本的には昨年と同様の手法で算定すべきと考える。

<需要実績直近2カ年の平均・作況、生産調整実施状況の補正>

・また、16年産米の数量算定に当たって、15年産の冷害を勘案しているが、作況は需要実績の算定で補正すればよく、こういった取り扱いは、実際の需要実態をねじ曲げ、需要に応じた米生産という対策の趣旨にも背くものであり、18年産の需要見通しの際にはマイナス補正をするとともに、今後こうした取り扱いは行わないように要望する。

・平成16年産米からは、米穀価格形成センターへの義務上場制の廃止等流通制度の改正により、これまでとは異なった多様な取引が行われることが予想されるが、こういった動きを需要予測に反映させていく必要があるのではないか。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について

・生産者自らが考え、判断できる体制づくり

・需要に応じた市町村別生産目標数量配分の方法